

## ○ 茨城県立医療大学動物舎利用規程

平成8年2月7日

医療大訓第37-2号

改正 平成13年4月18日

平成19年1月17日

平成19年3月20日

平成28年1月27日

(趣旨)

**第1条** この規程は、茨城県立医療大学動物舎管理運営規程第6条の規定に基づき、動物舎の円滑な運営管理と利用者相互の便宜に資することを目的に、動物舎の利用方法について定めるものとする。

(利用の原則)

**第2条** 動物舎の利用は、教育、研究その他本学の運営上必要と認められる者に限る。

(利用資格)

**第3条** 動物舎を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の専任教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）及び嘱託助手であって学長が資格を認めた者
- (2) 前号の利用者のうち専任教員が指導する学生
- (3) その他学長が認めた者

(利用者の登録)

**第4条** 前条第1号及び第3号に定める者は、年度ごとに動物舎利用登録申請書（様式第1号）により、学長に登録の申請を行い、使用の許可を得なければならない。なお、前条第2号に定める者が利用する時は、併せて、学長に登録の申請を行わなければならない。

- 2 学長は、動物舎利用に先立ち、利用者に動物舎に関する諸規程、実験動物（以下「動物」という。）の取り扱い及び利用に関する講習会の受講を義務づけることができる。
- 3 登録申請事項に変更が生じた場合は、利用者は、速やかに学長に届け出、許可を得なければならない。

(利用時間)

**第5条** 動物舎の利用時間は、原則として平日の9時から17時までとし、日曜日、土曜日、祝日その他利用時間以外は利用できない。

- 2 利用時間外に動物舎を利用する場合は、あらかじめ管理主任に時間外入室届け（様式第2号）を提出しなければならない。
- 3 利用時間外の利用に際しては、利用者の責任において動物の逃亡防止、消灯、施錠等に気を付け、事故の無いようにする。

(動物舎への入退室)

**第6条** 動物舎を利用する際は、所定の履物及び衣類を着用しなければならない。

- 2 動物舎を利用する際は、備え付けの動物舎入退室記録簿に必要事項を記入しなければならない。
- 3 利用者は、動物舎内においては、管理主任の指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、入退室時に備え付けの消毒液で手指を消毒しなければならない。
- 5 見学者を動物舎に立ち入らせる必要がある場合には、管理主任の許可を得て、利用者の責任において行う。ただし、見学時間は、第5条第1項に定める時間内とする。

(動物の発注)

**第7条** 茨城県立医療大学動物実験規程第5条または同規程第6条に基づく承認を得た利用者は、実験動物搬入届(様式第3号)に必要な事項を記入し、動物舎管理室に提出する。管理室は、提出された実験動物搬入届に記載されている動物の収容スペースを確保し、利用者に連絡するものとする。

2 利用者は、実験動物搬入届に記載されている動物の収容スペースが確保できなければ、動物の発注ができないものとする。

(動物の受け入れ)

**第8条** 学長の許可なく動物の搬入をすることはできない。

2 原則として日曜日、土曜日、休日その他利用時間外は動物の受け入れを行わない。

(動物の検収・検疫)

**第9条** 管理室は、受け入れた動物について、発注事項を確認し、所定の検収・検疫を行う。

2 検収・検疫時において異常が認められた場合、管理主任と利用者は協議のうえ適切な処置を行う。また、既に収容された動物であっても異常が認められ、飼育管理上不適当と判定される場合についても同様の処置を行う。

(動物の配置)

**第10条** 検疫終了後の動物は、管理室が飼育室へ配置し、その旨を利用者に連絡する。

2 利用者は、管理室から受入れの連絡があり次第、速やかに発注事項を確認し、異なる事項があった場合は、管理室に連絡する。

3 各利用者は、決定された配置及びケージ数を厳守し、また動物に対し適切な環境維持のため、原則として1ケージ内の収容数を次の基準以内とする。

動物名	1ケージ内の収容基準数
マウス	10
ラット	5
ウサギ	1
モルモット	1
ハムスター	1
ネコ	1

(動物の飼育・管理)

**第11条** 利用者は、動物の飼育・管理(給餌、給水、床敷交換、ケージ交換等)の全部又は一部を管理室に依頼することができる。依頼内容は実験動物搬入届(様式第3号)に記入する。

2 管理室が行う動物の飼育・管理は、通常の固形飼料の給餌、飲料水の給水、床敷の交換、ケージの交換とし、特殊飼料の給餌及び特殊な給餌法の実施、薬物を添加した飲料水の給水、薬物の投与、体重の計測等の作業は含まないものとする。

3 管理室は、繁殖、系統維持のための委託飼育及びそれに関連する業務は原則として行わない。

4 ケージの交換は、原則として2週間に1回、マウスの床敷交換は週2回とする。

5 利用者は、ケージを交換する場合、管理室の指示に従い、所定のケージを使用し、作業終了に際しては、自動給水可能か否か、ケージのフタ・止金等が閉まっていることを必ず確認する。なお、利用ケージ数に変更がある場合は、必ず管理室に連絡する。

6 使用後のケージの清掃及び管理は管理室が行う。

7 施設使用中に異常を認めた場合は、利用者は速やかに管理室に連絡する。

- 8 照明、温湿度調節等の管理は、管理室が行う。
- 9 実験が終了した動物は、無目的に飼育することなく速やかに適切な処置をとることとする。  
(動物の搬出・再搬入)

**第12条** 利用者は、動物を飼育室から搬出する場合、若しくは動物が死亡又は実験終了した場合は、実験動物搬出・処分・死亡届(様式第4号)に必要事項を記入し、管理室に提出する。

(動物の屍体・廃棄物の処理)

**第13条** 動物の屍体(臓器)は、利用者が前処理室内の冷凍庫へ収納する。

- 2 管理室は、冷凍庫内の屍体(臓器)の収納状況に応じ、適時、適切な処理を行うものとする。
- 3 各施設で生じた廃棄物、汚物等は、利用者自身が可燃物・不燃物に分類し、所定の容器に収納する。  
(手術室、剖検固定室及び前室の利用)

**第14条** 手術室、剖検固定室及び前室の利用を希望する者は、備え付けの予定表に必要事項を記入し予約する。予約は原則として1件のみとし、使用順位は先着順とする。ただし、共同利用可能な場合は、先の予約者の了解のもとに使用することができる。

- 2 実験・手術に要する衣類等は、利用者が準備する。
- 3 手術後の動物は、麻酔を覚ました後、利用者が各飼育室の所定のケージへ戻す。
- 4 利用者は、手術室、剖検固定室及び前室の使用後、清掃を行い、使用した機器・実験器具等も洗浄して所定の位置に整理整頓し、原状に復してから退出する。
- 5 実験・手術等で生じた屍体・汚物の処置は、前条の規定に準ずる。
- 6 利用者は、実験・実習に際して持ち込んだ機器・実験機器を、原則として施設内には保管しない。また、備え付けの機材・実験用具は、施設外へ持ち出してはいけない。

(SPF飼育室の利用)

**第15条** SPF飼育室を利用するときは、利用する1週間前までに、SPF飼育室利用申込書(様式第5号)を管理室に提出し、許可を受ける。

- 2 SPF飼育室に搬入できる動物(マウス及びラット)は、微生物学的に品質が保証されているSPF動物に限る。
- 3 SPF飼育室より外部に搬出された動物は、SPF飼育室へ再搬入することができない。動物飼育を継続する場合は、実験動物飼育室変更届(様式第6号)を管理室へ提出し、通常飼育室(Con v.飼育室)へ搬入する。

(特殊実験の実施)

**第16条** 動物舎でのRI・感染実験は原則として禁止する。

- 2 有害物質実験は、使用許可申請を学長に提出し、許可を得て行うことができる。ただし、使用場所・使用方法などについては管理主任の指示に従う。
- 3 前項の有害物質とは、学長が定める次の各号に該当する物質をいう。

- (1) 別表及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)で規定されている化学物質等、鉛及び有機溶剤
- (2) 高度の発癌性物質
- (3) 高度の毒性物質
- (4) その他学長が指定する物質

- 4 組換えDNA実験は、茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程(平成8年12月18日医療大訓第42号)に基づく承認がなければ行うことができない。

- 5 特殊実験に使用する動物の給餌，給水及び床敷交換は，実験者が責任を持って行う。
- 6 動物の屍体，糞尿及び汚染廃棄物の処理，ケージ及び給水ビンの洗浄等については，管理室の指示に従う。

(経費の負担)

**第17条** 動物及び飼育経費（飼料及び床敷の経費など）は，利用者の負担とする。

- 2 実験のために必要な物品類等は，各利用者が購入する。

(利用者の責任)

**第18条** 利用者は，動物舎が共同利用施設であることを十分認識し，利用に当たってはお互いに妨げにならないように配慮する。

- 2 利用者は，動物舎利用規程を遵守し，動物舎の秩序及び清潔の保持に努め，施設を常に良好な状態に保つよう配慮する。
- 3 利用者が，故意又は過失により動物舎内設備・備品を破損又は紛失したときは，利用者は原則としてその損害を負担する。

(委任)

**第19条** この規程に定めるほか，動物舎の利用に関し必要な事項は，学長が別に定める。

#### 付 則

この規程は，平成8年2月1日から施行する。

付 則（茨城県立医療大学図書・研究委員会規程（平成13年医療大訓第57号）抄  
(施行期日)

- 1 この規程は，平成13年4月18日から施行する。  
(茨城県立医療大学動物舎管理運営規程の一部改正)
- 2 茨城県立医療大学動物舎利用規程（平成8年医療大訓第37-2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

#### 付 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は，平成28年1月27日から施行する。

別表（第17条関係） 有害物質及び環境汚染物質

特 定 化 学 物 質 等	ジクロルベンジジン及びその塩	特 定 化 学 物 質 等	重クロム酸及びその塩	
	アルファーナフチルアミン及びその塩		水銀及びその無機化合物(硫酸水銀を除く。)	
	塩素化ビフェニル(別名 PCB)		トリレンジイソシアネート	
	オルトトリジン及びその塩		ニッケルカルボニル	
	ジアニシジン及びその塩		ニトログリコール	
	ベリリウム及びその化合物		パラージメチルアミノアゾベンゼン	
	ベンゾトリクロリド		パラニトロクロルベンゼン	
	アクリルアミド		弗化水素	
	アクリロニトリル		ベータープロピオラクトン	
	アルキル水銀化合物		ベンゼン	
	エチレンイミン		ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	
	塩化ビニル		マゼンタ	
	塩素		マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	
	オーラミン		沃化メチル	
	オルトフタロジニトリル		硫化水素	
	カドミウム及びその化合物		硫酸ジメチル	
	クロム酸及びその塩		鉛	鉛及びその化合物
	クロロメチルメチルエーテル		有 機 溶 剤	アセトン
	五酸化バナジウム			テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)
	コールタール			トリクロルエチレン
三酸化砒素	トルエン			
シアン化カリウム	二硫化炭素			
シアン化水素	メタノール			
シアン化ナトリウム	キシレン			
3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタン	クロロホルム			
臭化メチル	ノルマルヘキサン			

\*上記一覧表は、(財)作業環境測定士試験協会発行の作業環境測定ガイド(2)、(3)による。